

株式会社寺田製作所の基盤確立事業実施計画の概要

令和8年2月認定

- 茶園の樹冠下や雨落ち部、うね間の除草が可能な茶園うね間除草機は、化学農薬の使用低減に寄与。
- 製品の普及拡大に向けて、展示会への出展や現地実演会等に取り組む。

【主な事業内容】

乗用型茶園管理機のアタッチメントとして用いる茶園うね間除草機を普及拡大し、化学農薬の使用低減に寄与するため、

- ・ 展示会への出展や現地実演会等を実施する
- ・ 本社や全国の支社、営業所で、機械購入者に機械の操作説明やメンテナンス等を実施する



茶園うね間除草機

【主たる事業所の所在地】

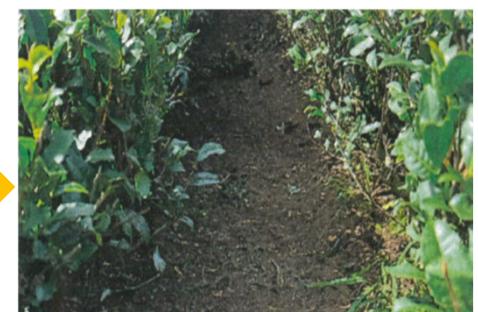
静岡県島田市

【計画の実施期間】

令和8年2月～令和13年3月



うね間 除草作業前



除草作業後

【活用する支援措置】

みどり投資促進税制の対象機械の追加

【問い合わせ先】(株)寺田製作所 (0547-45-5111)